

議案第 173 号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例（昭和 27 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,000円	30,000円
2,000円	20,000円
1,000円	10,000円

」

を

「

4,500円	60,000円
3,000円	30,000円
1,500円	15,000円

」

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

火葬料を改定するため、この条例を制定するものである。